

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

平成24年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況			20年	21年	22年	23年	24年
係 属 状 況	前年からの繰越		1	0	1	0	0
	新規申立		0	2	0	0	0
	計		1	2	1	0	0
	申 立 人	組 合					
		個 人		1			
	組合・個人			1			
	新 規 申 立	該 当 号	1				
			2				
			3		1		
			4				
			1・2				
			1・3				
			1・4				
2・3							
2・4							
1・2・3				1			
1・2・4							
終 結 状 況	取 下 和 解	和解以外の取下			1		
		和 解	関 与				
			無 関 与				
	計				1		
	移 送						
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済		1				
	一 部 救 済						
	棄 却			1			
	却 下						
	計		1	1			
終 結 計		1	1	1			
次 年 へ 繰 越		0	1	0	0	0	

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

区 分 \ 年	20年	21年	22年	23年	24年
100日未満			1		
100～299日	1	1			
300～499日					
500～699日					
700～999日					
1,000日以上					